

大 個 審 第 2 3 号
(答 申 第 2 4 4 号)
平成24年8月23日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会 長 市川 正人

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成24年8月23日付け消防第2282号で諮問のありました「おおさか防災ネット」に係る大阪府個人情報保護条例第7条第3項第7号に規定する個人情報の本人収集の原則に対する例外事項及び条例第8条第3項に規定する通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外への提供禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

記

- 1 住民の個人情報の電子計算機処理を行うに当たり、これらの情報の漏えい、滅失、き損の防止等適切な管理のために、新たなセキュリティ技術の導入に努める等必要な措置を講じるなど、ネットワーク技術の進歩も踏まえ、被災者支援システム（以下「本システム」という。）における個人情報の安全確保に万全を期すること。
- 2 本システムの運用に当たっては、システムの趣旨等を広く広報するなど、住民に対して積極的に周知すること。
- 3 本システムにより個人情報がオンライン提供される本人に対し、本システムの趣旨、収集・提供される個人情報の内容、範囲及び利用について、できる限り本人の同意を得るよう努めること。
- 4 本システムにアクセスできる職員を必要最小限の者に限定するとともに、ID及びパスワードについては、第三者供与の禁止を徹底し、厳格に運用すること。
- 5 本システムの接続先である市町村におけるセキュリティについて、本システムにアクセスできる職員等が必要最小限の者に限定されることを確保するよう、各市町村への周知を徹底するとともに、アクセスできる職員等（災害時にアクセスが認められる職員を含む。）に対しては、研修・教育の機会を定期的に設けること。また、市町村に対し、安全確保について万全を期するよう注意喚起を十分に行うこと。
- 6 災害発生時には、想定していた職員以外の者が本システムにアクセスしなければならない事態も予想されることから、システム構築の際には、本システムから個人情報が流出しないようログ記録やデータの出力管理など、特に安全確保策に留意すること。